

## 議第19号

### 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例  
次に掲げる条例の規定中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改める。

- (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）第18条
- (2) 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第19条
- (3) 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）第18条

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

